

新潟県セーリング連盟規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、新潟県セーリング連盟（N I S A F）と称する。

(所在地)

第2条 本連盟は、事務所を事務局担当者の住所に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、会員相互の親睦、セーリング技術の向上及び県内におけるセーリングの普及を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、(公財)新潟県スポーツ協会及び(公財)日本セーリング連盟に加盟認定された県内唯一の種目別競技団体であり、その下部組織として以下の事業を遂行する。

- (1) (公財)新潟県スポーツ協会、及び(公財)日本セーリング連盟に対する協力
- (2) 各種競技会の主催
- (3) 指導・講習会等の開催
- (4) その他本連盟の目的達成のために必要な事業

第 2 章 組 織

(組織)

第5条 本連盟は、第3条に掲げる目的並びに事業に賛同する団体会員、個人会員及び賛助会員をもって組織する。

(加盟及び脱会)

第6条 本連盟に加盟しようとする者は、理事会の承認を必要とし、脱会も同様とする。加盟を承認された会員は、本連盟運営規定に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第7条 本連盟の会員は、本規約に定めるもののほか、本連盟の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 会員は、本規約及びその他の規則を遵守し、本連盟の目的達成に必要な業務を負う。

(特別負担金)

第9条 会員は、会費のほか本連盟活動に必要な事業その他に要する特別負担金を徴収されることがある。

2 前項の特別負担金の額及び徴収方法は、理事会及び団体代表者会議において決定する。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

- (1) 本連盟の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) 本連盟の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費の納入義務を履行しないとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 退会又は除名した会員が既に納めた会費その他会員としての義務に基づく金品は、返還しない。ただし、退会する場合において特別の事情のあるときは、理事会の承認を得て会費等を返還することができる。

第 3 章 役 員

(役員)

第12条 本連盟の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 3名以上
- (6) 団体代表者 各団体より1～3名 (各団体の人数は新潟県セーリング連盟運営規定で定める)

(7) 監査役 2名

なお、上記役員以外に、名誉会長1名、名誉副会長若干名、顧問若干名をおくことができる。

(役員を選任)

- 第13条 名誉会長、名誉副会長、会長、副会長、顧問は理事会において推薦され、総会において承認される。
- 2 理事長及び副理事長、理事（総務担当）、理事（財務担当）、理事（強化普及担当）、理事は会員のうちから立候補した者を総会において選出する。
- 3 監査役は理事会及び団体代表者会議において推薦され総会において承認する。
- 4 理事長、副理事長、理事（総務担当）、理事（財務担当）、理事（強化普及担当）、理事及び団体代表者は、監査役を兼ねることはできない。

(登録の義務)

- 第14条 選任された理事長、副理事長、理事（総務担当）、理事（財務担当）、理事（強化普及担当）、理事及び団体代表者は日本セーリング連盟登録を義務付けることとする。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は3年とするが、再任は妨げない。

(役員交代)

- 第16条 役員が任期途中で辞任した時は理事会で推薦され、団体代表者会議で承認された会員がこれに代わるものとする。
- 2 任期は前任者の任期とする。ただし推薦される者がいない場合はこのかぎりでない。

(役員職務)

- 第17条 会長は、本連盟を代表し、本連盟を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は実務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 5 団体代表者は、組織改正等の重要事項がある時は理事会と共に審議する。
- 6 監査役は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員解任)

- 第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

第4章 総会

(総会構成)

- 第19条 総会は、個人会員及び団体代表者をもって構成する。ただし、賛助会員に対しても通知し出席を求めることができる。

(総会種類)

- 第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会開催及び召集)

- 第21条 通常総会は、毎年4月頃に理事長が召集する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が召集の必要を決議したとき。
- (3) 個人会員と団体代表者の5分の1以上から会議に付すべき事項を示した書面で開催の請求があったとき。
- (4) 監査役が、会計について法令等に違反し、又は著しく不当な事項があると認め、召集するとき。
- 3 総会は、前項第2号の場合を除いて理事長が召集する。
- 4 理事長は第2項第3号の場合、その請求の日から30日以内に召集しなければならない。
- 5 総会を召集するには、会議の日程、場所及び目的たる事項を総会の開催日、おおむね30日以内に会員に通知しなければならない。

(総会議長)

- 第22条 総会の議長は、理事長が指名した者がこれにあたる。

(総会定足数)

- 第23条 総会の定足数は、個人会員と団体代表者の総数の5分の3以上とする。

(総会決議)

- 第24条 総会の決議は、本規約で別に定めるもののほか、出席した個人会員と団体代表者の過半数をもって決し、また可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 前項の場合においては、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(表決権)

第25条 個人会員と団体代表者は、総会において各1個の表決権を有する。ただし、団体代表者が個人会員であっても、1個の表決権とする。

(書面による表決権)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない個人会員及び団体代表者は、あらかじめ通知された事項について、書面又はメール等をもって表決し、又は他の個人会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は総会に出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第27条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本連盟の運営に関し重要な事項を承認する。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 個人会員及び団体代表者の総数
 - (3) 出席した個人会員及び団体代表者の数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 承認事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した会員の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

- 2 監査役は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 3 理事会は、組織改正等の重要事項がある時は、第1項以外の者の出席を要請し意見を求めることができる。

(理事会の開催及び召集)

第30条 理事会は、概ね月に1回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 2 理事会は、理事長が召集する。
- 3 理事長は、第1項第2号の場合には、請求の日から14日以内に理事会及び団体代表者会議を召集しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第32条 理事会の定足数は、理事会構成員の2分の1以上とし、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(理事会の議決事項)

第33条 理事会は、本連盟の決議機関とし、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の承認した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の承認を要しない実務の執行に関する事項

第6章 委員会

(委員会)

第34条 本連盟は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために総務委員会、財務委員会、強化普及委員会を設置する。

- 2 委員会の細則は本連盟運営規定に定める。

(委員会の構成)

第35条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 副委員長及び委員は、会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 3 6 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(運営費)

第 3 7 条 本連盟の運営費は、会費、補助金、寄付金等の収入をもってあてる。

2 会費及び、業務執行のための支出は本連盟運営規定に定める。

(事業報告及び決算)

第 3 8 条 理事長は、事業年度ごとに事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後 3 0 日以内に監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計区分)

第 3 9 条 本連盟の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計の 2 種に区分して処理する。

(1) 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

(2) 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

第 8 章 管 理

(書類及び帳簿の備付け)

第 4 0 条 本連盟は、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 総会、理事会及び委員会の議事に関する書類
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 官公庁往復書類

(書類の閲覧)

第 4 1 条 会員は、第 4 0 条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第 9 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 4 2 条 この規約は、総会において個人会員と団体代表者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

第 1 0 章 雑 則

(施行規則等)

第 4 3 条 本連盟は、本規約の運用を円滑にするため、本規約に定めるもののほか理事会及び団体代表者会議の議決を得て施行に関する本連盟運営規定規則を定める。

附 則

本連盟規約は、2 0 0 6 年 5 月 1 日より施行する。

2 0 1 0 年 4 月 1 日一部改正

2 0 1 9 年 4 月 1 日一部改正

2 0 2 0 年 4 月 1 日一部改正

新潟県セーリング連盟運営規定

第 1 章 目 的

第1条 本規定は、規約に基づいて、本連盟の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 会 費

第2条 規約第6条に定める年会費は次の通りとする。

個人会員

社会人	5,000円 (但し, JSAF会員は3,500円)
大学生	4,500円 (但し, JSAF会員は2,000円)
高校生	2,000円 (但し, JSAF会員は1,500円)
ジュニア	2,000円 (但し, JSAF会員は1,500円)

(ただし、高校生及びジュニア会員は総会の表決権を持たない)

団体会員

		団体代表者数
新潟市セーリング連盟	15,000円	3名
佐渡ヨットクラブ	10,000円	2名

賛助会員

特に定めない

2 会費は毎年12月末日までに当年分を納入するものとする。

第 3 章 委員会

第3条 委員会は、規約第33条の規定に基づき、総務委員会、財務委員会、強化普及委員会を設置する。ただし、別に必要のある時には、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

第4条 各委員会の職務分掌は次の通りとする。

(1) 総務委員会

- ① 事務局
- ② 事務業務全般

(2) 財務委員会

- ① 会計
- ② 一般会計・特別会計・委託事業会計等

(3) 強化普及委員会

- ① 育成業務・選手強化等セーリング全般
- ② 国体参加に係わる業務

第 4 章 細 則

第5条 本規定の施行に関する細則は、委員長会議の決議をもって定める。

付 則

本連盟運営規定は、2006年5月1日から施行する。

2010年4月1日一部改正

2012年4月1日一部改正

2020年4月1日一部改正